

# Ⅶ リーガルサービスの充実

## 1. 法律相談

### (1) 弁護士会法律相談センターの役割

弁護士会が運営する法律相談センターには次のとおりの役割がある。

#### ① 弁護士を知らない市民の窓口となること

法律相談センターは、弁護士を知らない市民にとって弁護士会に対する信頼のもとに弁護士にアクセスする場所であり、市民の司法に対するアクセス障害をなくすという目的を有している。この目的のために全国各単位会において、各所に法律相談センターを開設している。

#### ② 会員弁護士の業務対策となること

法律相談センターは、相談担当弁護士にとって、顧客を獲得するために重要な機会を得る窓口ともなっている。

弁護士会の運営する法律相談センターは歴史的には、法律扶助という発想において設置され、個々の弁護士が行う業務に対立するものという考え方があり、補助的な機能しか認められないものであった。しかしながら、多種多様な社会的ニーズの中で、法律相談センターは積極的な役割を担うに至っており、個々の弁護士業務との対立構造は陰をひそめ、弁護士の業務対策との位置づけが大きくなっている。

さらに特別相談が充実していくに伴い、専門分野研修を行うとともに、新入会員には一般相談、クレサラ相談の研修をするなど、会員のスキルアップに直接つながる活動を行っている。

#### ③ 会財政に対する寄与

法律相談センターにおいて事件あっせんをした場合、担当弁護士には原則として弁護士報酬の1割（高額の場合には1割以上となる。）の納付金を会に納付する義務がある。法律相談センターの計算によれば、2009（平成21）年度の事件納付金は約2億3500万円、2010（平成22）年度は約2億1400万円となっており、会財政に対して大きな寄与を行っている。なお、納付金から逆算すると、少なくとも20億円を超える会員の収入を得る機会を法律相談センターが担っていることになる。

### (2) 法律相談センターの現状

#### ① 法律相談センターの概況

2006（平成18）年10月の日本司法支援センター（法テラス）開業に伴い、四谷駅前に弁護士会法律相談センター（LC四谷）が開設された。LC四谷は、法テラス扶助相談とのワンストップサービス提供を目指し、法テラス東京地方事務所に併設されたものであるが、これまでの弁護士会館内のセンター機能をほぼそのまま移転させ、東京における法律相談の主要拠点となることをめざすものである。

東京の常設法律相談センターは、三会が共同で運営するLC四谷、霞ヶ関、四谷クレサラ、

神田クレサラ、家庭（新宿）、錦糸町、八王子、立川のほか、各会が運営する池袋、北千住、渋谷パブリック（以上は東弁）、渋谷、町田（以上は一弁）、新宿（二弁）と合計 14 箇所となり、都内各所に広範囲に展開されている。

相談件数についてみると、法律相談センターで東弁会員が担当した件数は、2010（平成 22）年度約 18,539 件となっている。2006（平成 18）年 9 月以降、クレサラ相談料を無料化したため一時的に相談件数が増加したが、その後は全体として相談件数が減少傾向にあり、特にクレサラの相談件数の減少は著しいものがある。

その結果、上記の四谷クレサラ（四谷法律相談センター）を LC 四谷と統合することとなり、2011（平成 23）年 8 月 1 日から四谷クレサラは LC 四谷に移転した。これに伴い、LC 四谷の名称を弁護士会法律相談センターから弁護士会四谷法律相談センターに変更した。

また、神田クレサラについても本年度末を目途に閉鎖の方針である。

## ② 電話ガイド体制

電話ガイドは、従来は簡単な相談に 5 分程度で対応し、法テラスコールセンター業務開始時にはその転送電話にも対応していたが、2007（平成 19）年 4 月からコールセンターの転送電話対応をやめるとともに、法律相談センターの紹介と予約を行うガイドとしての性格をより強く打ち出した。電話ガイド希望者が電話をすると、まず音声テープが相談を行うものでないこと、センターでの相談が相応しいかどうかを弁護士が判断すること、各相談センターへの転送・予約を行えることを告げ、これを了解した希望者のみに、弁護士が対応するシステムとなった。電話ガイドは弁護士の電話相談ではない、相談は面接相談で行うべきだとの考えから、このような整理がなされたが、最初から弁護士がガイドに当たっていた従来に比較して受電件数が大きく減少することになった。

そこで、2008（平成 20）年度から、再び弁護士が最初からガイド対応することになり、法テラスコールセンターからの転送対応も再開することになったところ、現在では担当弁護士 1 人につき 2 時間で 10 件を超えるような受電件数となり、以前と同じような状況に復活している。

## ③ 相談担当弁護士の資格

2007（平成 19）年度から、高齢会員と新規登録会員に関し、相談担当者となるについての制限が加わった。75 歳以上の会員については、刑事国選担当弁護士と同じように事前承認制を取り入れ、委員会が審査をして事前の承認を得て担当者となることができるようにした。また、旧司法試験制度による新規登録会員は毎年 10 月には登録が終わり、次年度 4 月（半年後）からの法律相談センター担当者に応募することが可能であったが、これを改め、すべての新規登録会員については、登録後 1 年以上経過しないと担当者になれないようにした。

これらは、相談者からの苦情例を参考にし、会が運営するセンターで市民が安心して相談できるよう、相談担当者としての資質を確保するため取られた措置である。

#### ④ 専門相談研修

家庭法律相談センターについては、相談担当弁護士に年2回の研修を義務づけ、質の高い法律相談の提供を目指している。2010（平成22）年度は法律相談運営委員会主催の家事事件に関する研修は行われなかったが、研修委員会主催の8回の研修を認定研修として認めた。医療問題相談、労働相談については、東京法律相談連絡協議会（東相協）のプロジェクトチームにおいて、これらの相談のレベルアップを図るべく、東京地裁の専門部との連携を模索し、かつ、講演会をそれぞれ年数回程度実施している。2010（平成22）年度は医療問題相談研修が3回、労働相談研修が10回行われた。また、クレサラ相談に関しても、東相協クレサラ相談部会が毎月1回合計12回の研修会を開催し、若手会員を中心に多数が参加している状況にある。

#### ⑤ 新規登録弁護士の法律相談研修制度の改正など

2008（平成20）年度には、新たに、新規登録弁護士の一般法律相談研修に関する制度の改正を行った。新規登録弁護士が希望し、指導担当弁護士が承諾すれば、一般相談研修に引き続き指導担当弁護士と共に継続相談及び共同受任をすることができる制度とした。これは、毎年相当数の新規登録弁護士の入会が予想される現状において、OJTの一環として、新規登録弁護士に一般相談だけでなく、継続相談、事件処理を通じた研修の場をできるだけ提供しようとする目的からである。

また、これに伴い、新規登録弁護士の勤務する事務所の先輩弁護士が一般相談担当弁護士である場合、その先輩弁護士を指導担当弁護士と指定し、同弁護士の相談担当日に同行して法律相談研修を受けることを可能とした。従来、指導担当日は機械的に配点されていたが、上記の継続相談、事件処理を通じた研修の実効性を高めるため、事務所の先輩弁護士を指導担当弁護士とし、その相談担当日に法律相談研修を受けることを可能としたものである。

### (3) 法律相談センターの課題

#### ① 相談者の確保、広報活動の充実

2010（平成22）年度の東弁全センターの法律相談件数は、約18,539件であり、前年度に引き続き減少傾向にある。2006（平成18）年9月からクレサラ相談の相談料を無料としたため件数を大きく回復したものの一時的な増加にとどまり、その後は毎年度相談件数が減少する傾向にある。北千住、池袋などのセンターでは消費者相談など専門相談を実施するなどして、相談者数をわずかではあるが増やしつつあるが、新設のLC四谷は未だその規模ほど相談者を確保できていない。

その結果、四谷クレサラの移転、神田クレサラの廃止などを余儀なくされる状況にあるが、今後法律相談センターを市民に利用しやすいものにし、相談者数を増大させるためには、種々の専門相談を実施して相談メニューを増やすとともに、広報活動の拡充が必要であることはいうまでもないが、さらには、土曜、日祭日、夜間の相談を実施することや、いわゆる箱もの相談センターに加えて弁護士が事務所に待機する型の法律相談センターなどの工夫も検討されている。

## ② 相談担当弁護士の質の確保

市民が抱える様々な相談の中には、専門性の高い相談が多数ある。法律相談センターでは、募集の際、相談担当希望者に対し、得意分野についてのアンケートを行っており、そのアンケートに基づいて、配点するように心がけている。しかしながら、常に専門家を提供し得ているかというジレンマがある。

弁護士人口の増加や弁護士紹介センターの開設に伴い、法律相談センターでは弁護士の質の確保に向けた研修の実施が不可欠となっている。現在実施している各専門相談についての研修を含め、相談担当者向けの研修をより充実したものにしていかなければならない。さらには、会員の研修受講記録をデータ化して、相談担当者の選任に反映できるような態勢を早期に実現することが望まれる。

## ③ 相談センターの採算性

相談センターは、弁護士会の一事業部門として、当然予算の枠に縛られる。各法律相談センターの採算性をどこまで求めるかは重要な検討課題である。

法律相談センターの目的は、市民の弁護士に対するアクセス障碍をなくすという点にあることから、ある程度の赤字もやむを得ないという考えがある一方、あまりに決算上の赤字が大きくなるような法律相談センターでは、会員の理解を得るのは難しいという意見も存在する。

しかしながら、相談者数を増やすことで、ある程度運営収支を改善させることは可能であるし、なにより事件受任を通じて弁護士の業務拡大に資することになるという点を会員に理解してもらう必要がある。

なお、法律相談センター会計は、長年一般会計の一部に含められてきたが、2008（平成20）年度からこれを特別会計とし、その収支が判りやすくなった。

## ④ 日本司法支援センター（法テラス）との関係

前記のとおり、2006（平成18）年10月の日本司法支援センター（法テラス）の開業に伴い、ワンストップサービスの見地から法テラス東京事務所に併設して弁護士会法律相談センター（LC四谷）が開設されたが、法テラス東京と法律相談センターとは今後も強い連携関係を維持すべきである。現在、北千住と渋谷パブリックの法律相談センターでは、法テラスの指定相談場所として扶助相談が可能となっており、2008（平成20）年4月からは霞ヶ関でも同様に扶助相談が行われている。法テラスの相談登録弁護士を相談担当者に配置する等の工夫により、資力要件を満たし扶助相談を希望する相談者に対しては、扶助相談が可能となるような態勢が望まれる。

## ⑤ 自治体との連携強化

現在、弁護士会が自治体の法律相談を担当しているのは、23区では中央区、葛飾区、板橋区、大田区（一部推薦）、足立区である。三多摩地域では多くの自治体からの要請に基づき、法律相談担当者を推薦している。

自治体が行う法律相談は原則として直受ができないこととなっており、法的紛争を抱える市

民へのサービスとしては十分な機能を果たしているとは言い難い。自治体と弁護士会とが連携することにより、弁護士紹介を円滑に行いうるシステム構築が必要であり、東相協自治体部会では23区に対し、審査のうえ直受を認める葛飾区方式を浸透させたいと自治体および地区法曹会などに広報活動を継続しており、2008（平成20）年は、葛飾区に続き新たに板橋区においても直受が可能となったが、2010（平成22）年度からは足立区においても一部ではあるが直受が可能となった。今後もこの努力を続けるべきである。

## 2. 弁護士の過疎・偏在問題

### (1) 意義と現状

#### ① 過疎・偏在問題の意義

弁護士の過疎・偏在問題は、リーガルサービスの提供ひいては司法アクセスの観点から弁護士の不足を問題にするものである。このうち地域における弁護士数の絶対的不足を取り上げるのが過疎問題であり、地域人口に比して弁護士数の相対的不足を取り上げるのが偏在問題であるといつてよい。地裁支部単位で弁護士ゼロワン地域のように絶対的な過疎地域は、相対的にも過疎地域であるのが通例であり、その限りで二つの問題は重なり合うことになる。

マスコミ等弁護士会の外部からは、しばしば弁護士人口の不足が弁護士過疎・偏在の原因であるかのように指摘を受けることがある。しかしながら、近年の司法試験合格者と新規登録弁護士数の急増によっても、過疎・偏在問題がすぐさま解消されるまでには至っていない。弁護士過疎・偏在は、弁護士人口の多寡と無関係ではないが、むしろ地方の社会的・経済的環境、弁護士の職業観やライフスタイルその他様々な要因が混じり合って生じるものであり、弁護士人口の増加によって当然に解消されるといった単純な問題ではない。

「いつでも、どこでも、誰でも」弁護士によるリーガルサービスを受けられる社会をめざすという司法改革の理念からすれば、弁護士の過疎・偏在問題の解消は、日弁連に課せられた重要な課題の一つである。

#### ② 過疎・偏在問題への取り組みと現状

##### (ア) これまでの経緯

日弁連は、1993（平成5）年の業務対策シンポジウムで過疎・偏在問題をテーマに取り上げ（当時地裁支部弁護士ゼロ地域は50、ワン地域は25であった。）、1996（平成8）年の名古屋における定期総会において「弁護士過疎・偏在問題のために全力をあげて取り組むことを決意するとともに、当面の措置として5年以内に、いわゆるゼロ～ワン地域を中心として緊急に対策を講ずべき弁護士過疎地域に法律相談センターを設置するなど、市民が容易に弁護士に相談し、依頼することができる体制を確立するよう最善を尽くす。」と宣言した。

その後、1999（平成11）年9月に「日弁連ひまわり基金」が創設され、翌2000（平成12）年1月から特別会費の徴収が開始されて、ひまわり基金を財源とする日弁連の

弁護士過疎・偏在対策の取り組みが本格化した。以後、日弁連による取り組みは、法律相談センターと公設事務所（ひまわり基金法律事務所）の全国展開が中心となって進められてきた。

(イ) ひまわり基金による過疎・偏在対策の内容

法律相談センターへの支援は、第1種弁護士過疎地域（地裁支部を一単位として弁護士事務所数が3までの地域、またはこれに準じる地域）と第2種弁護士過疎地域（同じく事務所数が4から10までの地域）のセンターを分けて、運営費援助額に差を設けるなどして行っている。法律相談センターは全国で約300カ所に開設されているが、このうち約140カ所に運営費等の援助がなされている。

公設事務所（ひまわり基金法律事務所）は、日弁連、ブロック、単位会が協定を締結して、第1種弁護士過疎地域に設置される。その支援は、500万円までの開設費援助と所得額に応じた運営費援助という経済的支援のほか、公設事務所毎に支援委員会を立ち上げて事務所運営に関しアドバイスを行うなど、物心両面にわたっている。公設事務所は、2000（平成12）年6月の島根県・石見に始まって、2011（平成23）年12月18日まで累計109カ所に設置された（定着等を除き現在稼働中74カ所）。これまで概ね経営は順調で、運営費援助を受ける例は少なかったが、過払金返還請求事件の終息傾向とともに、今後については必ずしも予断を許さない状況となっている。

(ウ) 法テラスの過疎対策と「弁護士偏在解消のための経済的支援」

2006（平成18）年10月から日本司法支援センター（法テラス）の業務が開始され、総合法律支援法第30条1項4号にもとづき、弁護士過疎地域では民事扶助・国選弁護士事件以外の事件を法テラス・スタッフ弁護士が有償で取り扱える地域事務所（いわゆる「4号業務対応地域事務所」）が開設されるようになって、法テラスによる弁護士過疎対策も始まった。2011（平成23）年12月現在、法テラスの4号業務対応地域事務所は累計31カ所に設置されている。

さらに、日弁連においては、2007（平成19）年度から「弁護士偏在解消のための経済的支援」の制度を設け、期間5年、10億5000万円の予算（ひまわり基金とは別の特別会計）をもって、過疎・偏在対策のメニューを追加するに至っている。この制度は、地方裁判所支部管内弁護士1人当たり人口が3万人超の地域、簡裁管内弁護士事務所ゼロ～ワン地域、市町村内弁護士ゼロ地域等を「弁護士偏在解消対策地区」と定義付けて、こうした地区に定着する偏在対応弁護士の独立開業支援（無利息での350万円の貸付）、偏在対応弁護士を養成する事務所に対する養成費用支援（100万円までの給付）や事務所拡張費用支援（200万円までの給付）、さらには単位会やブロックが偏在対応弁護士等の養成を行うため設置する偏在対策拠点事務所への支援（1,500万円までの給付）などを含んだものである。2011（平成23）年11月までに、偏在対応弁護士として独立開業支援を受けた弁護士は82人となり、開設支援を受けた偏在対策拠点事務所は仙台、福岡、兵庫、横浜の4カ所となっていて、その他の支援と合わせ経済的支援合

計約 4 億 4800 万円が支出されている。

### (工) 過疎・偏在解消の状況

これまでの取り組みの結果、2011（平成 23）年 12 月 18 日に旭川地裁紋別支部管内に 2 つ目の公設事務所が設置されると同時に、地方裁判所支部管内弁護士ゼロワン地域はついに解消されることとなった。他方で、法律相談センター未設置の支部地域はなお 28 箇所存在している。

弁護士偏在の状況についてみると、都道府県別の人口 10 万人当たり弁護士数の最大は東京で約 110 人、最小は秋田で約 6.0 人と 20 倍近くの開きが生じている（人口は 2010（平成 22）年 10 月 1 日現在、弁護士数は 2011（平成 23）年 12 月 1 日現在）。偏在解消対策地区については、2011（平成 23）年 12 月 1 日現在、弁護士 1 人当たりの人口が 3 万人を超える地方裁判所支部地域は 67 カ所、独立簡裁管内弁護士ゼロワン地域は 102 カ所といずれも年々減少しつつあるが、なお相当数の地域において、地域人口に比し弁護士が相対的に不足している状況が続いている。

## (2) 今後の課題

日弁連は、2009（平成 21）年 12 月の臨時総会において、2010（平成 22）年 4 月からのひまわり基金特別会費の徴収延長を決議し、今後 3 年間の弁護士過疎・偏在対策の資金手当を整えた。この間の目標は、形式的な地裁支部ゼロワン地域の解消から、実質的な弁護士ゼロワン地域の解消に移っており、まずはその実現を可及的速やかに図るべきである。複数の事務所があっても、当番・国選・民事扶助を受任しない弁護士が含まれる地域については、司法アクセス確保の観点から問題であり、日弁連はこうした地域を実質的な弁護士ゼロワン地域と呼んでいるが、2011（平成 23）年 7 月時点でこのような支部地域はなお 20 カ所も存在する。だれでもが弁護士によるリーガルサービスを受けられるようにするには、こうした地域の解消が必要である。法曹人口が飛躍的に増大する中で、弁護士として多様な生き方を求める会員も増えており、意欲があって有能な若手会員を中心として地域に持続的に弁護士を誘導することは十分に可能と思われる。

これら地域への法律事務所開設と同時に、法律相談センター未設置支部の解消も図られるべきであるが、昨今では、多重債務事件の減少（過払金請求事件の一段落、他土業や一部の都市部専門事務所による侵蝕などがその要因と見られる）や法テラス扶助相談の台頭とともに、法律相談センターの有料相談件数減少が全国的に顕著な傾向を示していること、他方で、ひまわり基金法律事務所や法テラスの「4 号業務対応地域事務所」の設置により地域の司法アクセスが改善されてきたことなどをもって、もはやその設置にこだわるべきではないという意見が力を持ち始めている。しかしながら、法律事務所があっても弁護士を知らない依頼者層が気軽に相談に赴けるアクセスポイントとして、あるいは、過疎地域における利益相反事件の受け皿として、地域住民に対し相談センターが果たすべき役割はなお失われていないというべきであって、運営面での合理化をはかりつつ、その設置・展開を続けていく必要性は失われないというべきである。

さらに、「弁護士偏在解消のための経済的支援」の制度については、利用促進のための広報強

化が何よりも望まれる。5年間で10億5000万円の予算を確保しながら、約4年経過してなお約4億4800万円の利用に止まっており、偏在解消対策地区が今なお多く残っている現状に鑑みると、会員・修習生に対し一層の周知に努めるべきであろう。

そして、何よりも重要と思われるのは、日弁連が今後過疎・偏在問題解消の到達点をどこにおくか、会員の理解を得てこれを定めるべき時期が来ているということである。日弁連がひまわり基金を設置し、特別会費の徴収を開始してから10年が経過した。弁護士過疎・偏在問題の解消の必要性は理解しながらも、いつまで特別会費の徴収を続けるのだという一般会員の声は根強い。他方で、ゼロワン地域が解消されただけで過疎・偏在問題が終息するとは言い難く、多くの公設事務所について定着ではなく任期延長が続くこと、過疎地の法律相談センターは必然的に赤字経営となることからすると、日弁連が、法テラスとの間で適切な役割分担を図りつつも、今後も相応額の資金をもって過疎・偏在問題の解消に取り組むべき必要性は否めないであろう。

日弁連は、2009（平成21）年10月、「弁護士過疎・偏在対策総合政策検討ワーキンググループ」（通称「グランドデザインWG」）を設置し、同WGは、2011（平成23）年3月に「最終意見書」をまとめた。「最終意見書」は、①日弁連は、特別会費の徴収期限である2013（平成25）年3月末以降も弁護士過疎・偏在対策を取る必要があり、法律事務所の設置と法律相談センターの展開を続けるべきである。②その財政的基盤の確保のため、2013（平成25）年4月以降も特別会費を徴収して財源を確保すべきであり、ひまわり基金と偏在解消事業特別会計とを一本化すべきである。③日弁連は、弁護士過疎・偏在対策の取組について広く社会にアピールすべきであり、同時に、司法アクセスの改善には司法基盤の整備が何より不可欠なので、地方自治体との連携を図り、国に対しその推進を求めていくべきである、としている。現在は、グランドデザインWGの「最終意見書」を受けて、2011（平成23）年9月に設置された「弁護士過疎・偏在解消のための行動計画策定ワーキンググループ」（以下「行動計画WG」という）が、向こう10年にわたる日弁連の弁護士過疎・偏在対策の具体的な行動計画を策定中であるが、日弁連は、行動計画WGの議論を踏まえ、司法サービスの全国展開をより十全なものにする決意を対外的に明らかにし、広く社会の理解を得られるよう努めるべきである。

### 3. 弁護士紹介センター

#### (1) 目的

東弁は、従来法律相談センターを各所に設置し、「資力があっても弁護士の知り合いがなく困っている人」と弁護士との出会いの場所を提供するという活動を行ってきた。しかしながら、社会や経済が複雑化・多様化していく中で、行政、諸団体、事業者が様々な分野で専門化した弁護士を求めるといったニーズには必ずしも十分に対応してきたものではなかった。

また、法律相談センターは、消費者問題、医療問題、外国人問題、労働問題、DV・セクハラ問題などの被害者救済型の特別相談窓口を設置しているが、上記以外の分野、あるいは上記分野の中でも細分化された特殊分野について弁護士を求める市民及び事業者（主に中小事業者）に対



しても、弁護士の紹介を行うシステムが十分とはいえなかった。

そこで、東弁は、事業者等向け弁護士紹介制度及び特定分野弁護士紹介制度を新たに設け、従来の顧問弁護士紹介制度及び外部団体に対する相談担当弁護士紹介制度とともに、これらを総称して「弁護士紹介センター」という名称の組織を2007(平成19)年4月に立ち上げたものである。

また、弁護士会がこのような制度を作ることで、専門分野を取り扱う弁護士の養成を積極的に行うとともに、弁護士会員に対する業務支援を行うことも目的としている。さらに最近では、広く弁護士紹介制度を所管するようになり、リーガル・アクセス・センター(LAC)、日弁連ひまわり中小企業センター、東京家庭裁判所の委託による成年後見人等候補者推薦制度の各運営に携わるようになっている。

## (2) 事業者等向け弁護士紹介制度

法律相談センター運営委員会が定める部門ごとに国、自治体、他団体、事業者等に弁護士を紹介するというものであり、部門ごとに候補者名簿の作成の仕方が異なる。

当初5部門でスタートしたが、現在は9部門となっている。

### ① 行政法務部門

国・自治体におけるコンプライアンスの作成に関するプロジェクトチームを派遣したり、私債権についての回収を行ったりする弁護士を紹介するもの。自治体法務研究部が弁護士の養成等を行うことになる。

### ② セクハラ防止部門

諸団体及び企業等にセクハラ防止に関する相談員や講師を派遣するもの。セクハラ防止マニュアルの策定などにも対応する。犯罪被害者支援委員会及び両性の平等に関する委員会等の関連委員会の協力を得て、担当弁護士を養成し、登録者を選定することになる。

### ③ 公益通報部門

自治体及び諸団体ならびに企業等に対し、公益通報窓口を担当する弁護士を紹介するもの。公益通報者保護特別委員会等の協力を得て、担当弁護士を養成し、登録者を選定することになる。

### ④ 独禁法部門

独占禁止法に違反する取引や不当景品類及び不当表示法に関連する事件について相談を受けたり、民事事件、刑事事件、審判事件等を受任したりする弁護士を紹介するもの。弁護士研修委員会及び独禁法研究部等の協力を得て、担当弁護士を養成し、登録者を選定することになる。

### ⑤ 労働法務部門

諸団体ならびに企業等に対し、労働法務を担当する弁護士を紹介するもの。労働法制委員会等の協力を得て、担当弁護士を養成し、登録者を選定することになる。

### ⑥ 多重債務防止教育部門

政府の多重債務対策が本格化する中で、多重債務防止のための法教育の実施が不可欠であることが認識されている。多重債務防止教育を行うために学校、企業及び諸団体等へ講師を派遣する。

### ⑦ 中小規模倒産再生部門

債務返済のリスケジュールや、会社の再生・清算等を希望する中小規模事業者のため、助言、交渉や法的手続を行う弁護士を紹介するもの。倒産再生事件の特殊性を踏まえ、担当弁護士がグループ登録できることに特色がある。

### ⑧ 会社法務部門

会社法についての講演や、会社組織上の問題を巡る紛争の解決や予防について相談等を希望する事業者等に弁護士を紹介するもの。前者は、弁護士研修委員会及び会社法部の協力を得て担当者を養成・確保し、後者は過去5年以内に会社組織上の個別紛争を2件以上経験した者の中から担当者を紹介する。

### ⑨ 事業承継部門

2008（平成20）年10月から東京三会は、東京商工会議所の協定書にもとづき、その会員等相談者に対し、弁護士を紹介する制度を立ち上げたが、その中でも一定の需要が見込まれる事業承継の問題について、2010（平成22）年度から部門を立ち上げることになった。過去の相談や手続の経験、日弁連の「事業承継支援実務家リスト」の登録の有無、研修受講歴等から名簿登録者が選定される。

## (3) 特定分野弁護士紹介制度

特定分野弁護士紹介制度とは、委員会の指定する特定分野について、一般市民、事業者等から紹介依頼があった場合に、分野別の名簿から3名程度の弁護士を紹介する制度である。紹介を受けた者が自分の責任で納得のいく弁護士を選択することになる。現在は7種の特定分野となっている。

### ① 建築紛争分野

イ 設計・監理関係、ロ 建築工事関係、ハ 近隣関係の紛争を中心として、建築紛争分野の弁護士を紹介する制度である。これら分野の経験が過去5年間に2回以上ある弁護士から選定する。

### ② 税務訴訟分野

税務訴訟分野に対応しうる弁護士を紹介するもの。過去に訴訟手続又は不服申立手続の受任の経験が1件以上ある者から選定する。

### ③ 投資・投機的取引分野

消費者問題のうち投資・投機的取引分野に対応しうる弁護士を紹介するもの。消費者相談担

当者名簿から希望者を選定する。

#### ④ 知的財産・ライセンス契約分野

知財研究部の協力を得て、知財・ライセンス分野について対応しうる弁護士を紹介するもの。

#### ⑤ インターネット法分野

ドメイン紛争や電子商取引に関する紛争、インターネット上の名誉毀損・業務妨害、サービスに関する規約やプライバシーポリシーの作成・点検などのインターネットに関わる紛争の予防・解決や、インターネットを利用した知的財産の保護・活用等のために弁護士を紹介するもの。インターネット法研究部の協力を得ている。

#### ⑥ 高齢者財産管理分野

高齢者に対する法的支援のために、その財産管理を行う弁護士を紹介するもの。オアシスとの棲み分けについて、高齢者・障害者委員会の意見を聞いたうえで設定された。

#### ⑦ 遺言信託分野

将来の相続問題の予防・解決のため、遺言書の作成、保管や遺言の執行、信託を活用した遺言を希望する者に弁護士を紹介するもの。遺言信託研究部の協力を得て、同研究部員が活躍しているNPO法人遺言・相続リーガルネットワークとの連携を想定している。

### (4) 各部門及び分野の内容ならびに名簿登録者の選定方法について

それぞれ部門、分野ごとに定められているが、若手を養成して参加できるように、原則として経験のある弁護士をA名簿に、経験のない弁護士をB名簿に登録している。B名簿登録者は研修をしたうえで、A名簿登録者と共同して業務を行った場合にA名簿に昇格するなどの工夫がされている。

### (5) 今後の課題

#### ① 紹介件数の伸び悩み

紹介センターが創設されて間もなく5年になろうとするが、この制度の存在自体、会内外へ十分に周知されていないため、紹介件数は伸び悩んだままとなっている。新聞広告、雑誌の記事掲載、関係団体へのパンフレット、リーフレットの提供などの取組みを行っているが、認知度はきわめて低い。建築紛争分野、投資・投機的分野などは比較的実績をあげているが、殆ど紹介依頼のない部門・分野もある。法律相談センターともども東弁ホームページからのアクセス改善を図ること等、今後の広報活動が極めて重要である。

#### ② 弁護士会における組織上の問題について

現在は関連委員会（法律相談センター、業務改革、研修、新進活動など）からなる協議会において、弁護士紹介センターの新規事業の企画・研修・広報等について議論し、法律相談センター運営委員会内の弁護士紹介センター部会が日常の運営を行っている。弁護士業務拡充の動きにつれ、今後弁護士会には、日弁連や外部団体等から様々な相談や案件について、弁護士紹介の

依頼や紹介制度立ち上げの要請があるものと想定されるが、上記体制では適時に迅速な対応をできない恐れがある。他方で、弁護士紹介の制度は、従来から法律相談センターや他の関連委員会（民暴、高齢者・障害者、子どもなど）が運営する各種法律相談においても別個に確立されてきており、東弁の弁護士紹介制度全体が十分に整理されないまま、会員・利用者いずれにとっても分かりにくいものとなっている。

効果的な広報を実施して利用者からのアクセスをより良いものにし、会員の業務拡充にも資するためには、法律相談センターを含めた東弁の弁護士紹介体制とこれを運営する組織体制を総合的に検討することが必要である。

## 4. 権利保護保険

### (1) 権利保護保険とは

権利保護保険制度とは、偶然の事件や事故に基づき損害を被った場合に、その被害者が損害賠償請求のために弁護士による法律相談を受けたり、弁護士に訴訟等を依頼したとき、必要となる弁護士費用を保険金で賄う制度をいう。保険法や保険実務においては、訴訟費用保険の名称で取り上げられる分野である。

権利保護保険の整備により、市民は一定額の、しかも低廉な保険料（年額 1,000 ～ 3,000 円が多い）を負担しさえすれば、万が一の事件や事故などにより生命、身体または財物に損害を被ったとしても、損害賠償請求権を行使するために必要な法的サービスを不測の経済的負担なしに受けることができるようになった。

権利保護保険は、1920 年代における自動車の普及（motorization）に伴い、ドイツで顕著な発展を見せ、その後、フランス、ベルギー、スイスその他西欧諸国全体に広がりを見せた。ドイツでは、2008（平成 20）年で全世帯の約 40%以上が権利保護保険に加入しているという普及率であり、「法律事務所を訪ねる者は皆、権利保護保険に加入している」と表現されるほどである。歴史的に法律扶助が充実していたイギリスにおいても、財政悪化に伴う法律扶助の縮小化により、それに替わる訴訟費用調達手段として訴訟費用保険が目覚ましい普及を遂げている。

なお、欧州で販売される権利保護保険は、交通事故事案だけでなく、労使紛争、住宅紛争、など、保険によるカバーの対象となる法分野が多岐にわたる。離婚、相続などの家事について法律相談料を補償する商品も存在するほどである。

我が国においても、自動車総合保険などに附帯される「弁護士費用担保特約」が、最もよく普及し、かつ市民が活用する頻度の最も高い権利保護保険の一例といえる。

### (2) 権利保護保険と司法アクセス

司法アクセスと言った場合、文字通り弁護士に到達するという意味での司法アクセスと、弁護士費用の調達という意味での費用面での司法アクセスという、2つの側面がある。

権利保護保険が、弁護士費用を保険金で賄うということを根本にする限り、費用面での司法アクセスについて心配が解消されることは、言を俟たない。

しかしながら、市民が権利保護保険を活用する場合であっても、相談ないし訴訟を担当する弁護士へ容易に到達できるかという問題は残る。

権利保護を求める市民の身近に既にアクセス可能な弁護士が存在するのであれば問題はないと思われるが、そのような弁護士へのアクセスが困難な場合（日本ではまだまだアクセス困難な場合の方が多数であると思われる）は、弁護士紹介を伴う権利保護保険が設定されるのでなければ、リーガルサービスは十分に実現されない。

先に例として挙げた自動車総合保険などにおいては、契約者は保険の請求に伴い保険会社から弁護士の紹介を受けるケースがほとんどであるが、日本弁護士連合会は、業務改革推進委員会による長年にわたる検討・研究が実を結び、2000（平成12）年10月、日弁連リーガル・アクセス・センター（以下「日弁連LAC」という。）を設立させることができた。同センターは権利保護保険に基づく弁護士紹介依頼のための受け皿として重要な役割を果たしている。なお、「権利保護保険」という名称は、日弁連LACの設立と同時に日弁連が商標登録を得たものである。

### **(3) 日弁連LACの現状**

日弁連LACは、現在11社の損害保険会社との間で権利保護保険の制度運営に関する協定を締結し、協定を結んだ損害保険会社の依頼に基づき弁護士を紹介する仕組みを取っている。

具体的には、日弁連LACは損害保険会社の弁護士紹介依頼に基づき、利用者である市民（保険契約者及びその家族）の居住する地域に応じた各単位弁護士会に弁護士紹介を委託する。各単位弁護士会の弁護士紹介の手続の流れは様々であるが、東京弁護士会においては、2011年度より東京弁護士会内の弁護士紹介センターにおいてLAC事案担当弁護士名簿を備え付け、その名簿に基づいて弁護士を利用者に紹介するという手続が実施されている。

日弁連LACを通じた弁護士紹介依頼件数は、2005（平成17）年度197件、2006（平成18）年度700件、2007（平成19）年度2142件、2008（平成20）年度3565件、2009（平成21）年度5148件、2010年度（平成22）8,194件と激増の一途を辿っており、2011（平成23）年度は4月から11月までの期間で既に8,597件に上り、1万件を超えることは確実視される。このように、弁護士紹介依頼件数は増加することはあっても減少することはないかと思込まれる。

### **(4) 権利保護保険の課題と展望**

#### **① 少額事件の処理**

弁護士紹介依頼が増加した主たる原因は、交通事故による少額の物損案件について被害者である保険契約者が権利保護保険による損害賠償請求の実現をするため弁護士紹介を求める件数が激増したことが考えられる。

少額物損案件の被害者は損害賠償請求権を行使する際に、かつてはコスト倒れになることを恐れて、弁護士に相談したり訴訟等を依頼することに躊躇を感じるのが常であった（その結果、被害者の泣き寝入りという事態が少なからず見受けられた）と考えられる。自前で弁護士にアクセスできる富裕層、法律援助を利用できる低所得者層を除く、いわゆる普通のサラリーマン

層はまさにこのような問題に直面することが多いと思われる（「司法アクセスの谷間」などと言われる所以である）。

しかしながら、権利保護保険の登場により、弁護士費用負担の心配がなくなり、また弁護士紹介のサービスを受けることができるようになったことから、被害者である保険契約者は損害賠償請求権の行使において弁護士を活用することに何らの支障もなくなった、といっても過言ではない状況が生まれた。

他方、少額物損案件はその経済的利益の低さにも関わらず、事務処理に想像以上に手間のかかる案件が決して少なくなく（少額物損事故などにおいては、過失割合の調整、適正な損害額の算定、被害感情の沈静化などが往々にして困難を極めることがある）、担当弁護士の負担軽減も容易ではないという問題が横たわっている。

## ② タイムチャージ制の導入

少額物損案件は市民が最も身近に経験する可能性の高い法律問題であり、その権利救済は弁護士会としても決して看過することのできない責務である。

したがって、権利保護保険を通じて弁護士紹介が依頼された場合には、被害者への弁護士紹介が滞ることのないよう、少額案件であっても法律相談や事件受任を担当する弁護士を確保することが急務である。

日弁連 L A C では、引き受け手となる弁護士を確保するために、先に述べたとおり各单位弁護士会に担当弁護士の名簿備付を依頼し、また、担当弁護士の負担感を少しでも軽減させ積極的に受任してもらえよう、任意に時間制報酬（タイムチャージ）を選択できることを協定先の損害保険会社に承諾してもらい、奨励しているところである。ちなみに、日弁連 L A C では、タイムチャージは 1 時間税込 21,000 円、原則として上限 30 時間（合計 630,000 円）までという内容で運用している。

さらに、担当弁護士向けの事件処理に関する研修会等の企画・実行を全国的に展開しており、タイムチャージによる請求が可能であることを周知するなどしている。

## ③ 権利保護保険の対象範囲の拡大

先ほど述べたように、欧州の権利保護保険は、保険給付の対象となる法分野が多岐に広がっている。交通事故事案、ストーカー被害等の限定された日常被害に対象が限られてしまっている日本の権利保護保険とは大きな違いである。

日本においても、弁護士が保険会社による費用負担のもと権利救済のために活躍できる場が広がるのは歓迎するべきことである。今後、日本で販売される権利保護保険が、労使紛争、住宅紛争、刑事被害救済等にまで拡大されるよう、ニーズの研究を進めることが必要である。

もっともそれと平行して、範囲の拡大による保険料率高騰の危険、訴訟費用保険と責任保険の利益相反、保険会社の商品設計等、様々な問題が隆起することが予想されるので、合わせて対応策を練っておくことも忘れてはならない。

さらに、権利保護保険による対象法分野が拡大すると、保険金額等を巡る紛争（弁護士と依

頼者間、弁護士と保険会社間の紛争等)も増加することが見込まれる。こうした紛争については、現在は日弁連LACが事実上、解決のための勧告等を行っているが、将来的には仲裁機関の設立(弁護士、学者等有識者、保険実務担当者により構成されるのが望ましい)を目指し、公平かつ迅速な解決が可能となるような仕組みを作ることが必要であると考えます。

#### ④ LACの周知徹底と弁護士名簿登録を

このように日弁連が運営する権利保護保険の実現は、権利意識の高まる市民の要望に応え、弁護士との距離の面、費用の面ともにアクセスの問題を解消し、弁護士による法的サービスを受け易いものとするに成功しているといえる。

このことは弁護士サイドから見れば、権利保護保険の拡大はすなわち弁護士の業務拡大につながることも考えられる。

しかしながら、そもそも権利保護保険及びそれに伴う弁護士紹介制度が、弁護士の間、特に登録10年未満の若手弁護士の間でどこまで周知されているのか、疑問がある。

弁護士においても、権利保護保険の活用が一般市民の権利を実現する最も身近な機会であることをよく認識したうえで、各単位弁護士会が募集する担当弁護士名簿に積極的に登録すべきである。また、弁護士が法律相談を受ける際に、依頼者の相談案件が権利保護保険により訴訟費用を調達できる事案かどうか確認し、訴訟費用調達について助言を与える役割を担うことも欠かせないであろう。

## 5. 法的ニーズの把握 — 弁護士の社会的ニーズ —

### (1) はじめに

弁護士の社会的ニーズについて、東京弁護士会は、2006(平成18)年6月にワーキングチームを立ち上げ、主として中小企業の弁護士のニーズについて調査し、2007(平成19)年2月に調査報告を行った。また、その後日弁連でも弁護士業務総合推進センターの法的ニーズ・法曹人口調査検討PTにおいて、まず、「中小企業アンケート分析チーム」が、2008(平成20)年3月に中小企業の弁護士ニーズについて全国調査を実施して報告をまとめ、同PTの「市民の法的ニーズチーム」は、同年6月に市民の法的ニーズ調査報告をまとめている。

### (2) データの分析

上記のそれぞれの調査の目的は、東弁においては、これに引き続く弁護士紹介センターを立ち上げる前提として主として中小企業の弁護士ニーズがどこにあるか、弁護士選別・依頼にあたっての障害は何かを探り、その調査を基として弁護士紹介センターの分野、紹介方法を策定するというものであったのに対し、日弁連の調査は、主として、国民が必要とする弁護士の数はどのくらいかを調査検討するというものであった。したがって、必然的に、調査対象、収集すべきデータの選別方法、収集されたデータに対する分析はそれぞれの目的に従ってなされているため、それぞれの報告の内容は異なっているが、これらのデータを見ると、社会の弁護士に対する見方が

はっきりしてくる。

### **(3) 事業者（中小企業）について**

まず、東弁及び日弁連のいずれの調査においても、事業者の弁護士利用率は50%を超えている。特に規模が大きいほど弁護士の利用率は高くなっている。

弁護士に相談しなかった理由として「弁護士マターではないと考えた」というのが、東弁の調査では66.7%、日弁連の調査では46.6%と圧倒的に高い。また、東弁の調査では、「弁護士外の相談で事足りている」という企業が29.6%あった。

弁護士のアクセス障害を理由とするものは、東弁の調査では5.9%、日弁連の調査では17.3%となっている。これは、東京など大都会の方が、アクセスが容易であることの表れであろうが、東京の事業者でも6%近くがアクセス障害を感じていることになる。東弁の調査では更に、15.6%の事業者が「日ごろあまり接点がなく頼みにくい」と回答している。

次に、東弁の調査では、事業者の16.3%が「費用が高い」等を理由としている。

法的問題について弁護士以外に相談する相手として、東弁の調査では50%が税理士、32.4%が社会保険労務士、22.4%が司法書士をあげており、日弁連の調査では、税理士56.6%、社会保険労務士31%、司法書士31.4%とほぼ同様の結果となっている。

上記調査結果から、事業者であっても弁護士への相談を特別なものと考えている様子が窺える。

次に、東弁の調査では、「弁護士の活用のために必要なこと」というアンケート項目があり、その中で事業者の47.3%が「報酬のわかりやすさ」をあげ、34.9%が「フットワークの良さ」、同じく34.9%が「得意分野のわかりやすさ」を挙げている。また、26.8%が「業界への知見」を挙げている。

### **(4) 個人の弁護士ニーズ**

次に日弁連が行った市民の弁護士ニーズ調査は、法律相談センター、交通事故相談センター、法律事務所の各来訪者を対象として、相談内容、相談に至る経緯、相談状況、相談者の属性を調査したものである。

この調査の結果、まず、最初に相談した先は、有料及び無料の法律相談が57.6%、家族・親戚が39.1%、友人・知人が36.4%、市区町村の相談窓口が29.8%となっている。なお、弁護士への相談が多い結果となっているのは、この調査が法律相談センター等の訪問者を対象としているからであると思われる。

また、弁護士に法律相談をする前にためらいを感じた理由として、回答者の60.5%が「費用が分からない」、41.1%が「近づきにくい」、26.3%が「相談料が高額」、23.4%が「話が難しそう」を挙げている（複数回答）。

さらに、所得によって弁護士への委任率が異なっていることも判明した。

### **(5) まとめ**

上記以外にもこれら3つの報告書は、幅広くデータを収集し、詳細なデータ分析を行っている



が、これらのデータから、事業者・個人を問わず、昔から言われている通り弁護士の敷居が高いこと、専門性が分からないこと、報酬が高いまたは不明確であること、弁護士へのアクセスが現在でも困難であることなどが、弁護士へ依頼する際の障害要因となっていることが窺われる。

われわれは、上記分析結果を踏まえて、弁護士に対する事業者・個人のニーズを飛躍的に増大させるために、以下の活動を行うべきであると思料する。

- ① 会員各自の報酬規定の明確化をはかるとともに、適正な報酬・手数料、相談料はどのくらいかを検討すること。
- ② 会員の専門分野を対外的に打ち出せる方策を検討し、実行すること。
- ③ 事業者や個人に対して法律相談を行うなど、弁護士のアクセス障害を除去する活動を行うこと。
- ④ 弁護士の業務活動を積極的にPRすること。

## 6. 新しい業務分野の開拓

### (1) はじめに

司法改革審議会及びこれに引き続く司法改革実現本部は、法の支配を国家、社会に浸透させるため、法曹制度改革に着手し、弁護士に対しては、「国民の社会生活上の医師」の立場に立って、国家社会の様々な分野で幅広く活躍することを求めた。日本の旧弊である官僚支配、社会的実力者による支配を排除し、弁護士が、社会のあらゆる分野に進出して「法の支配」を実現・浸透させていくことを要求したものである。必然的に法曹人口とりわけ弁護士の人員の飛躍的増大も要求され、2007（平成19）年以降は、毎年約2,000人前後の新人弁護士が登録されることとなった。

上記の状況に照らして日本最大の単位会である東弁としても、多方面の分野に適切な弁護士を提供することが強く要請されている。

### (2) 東弁の改革への取り組み

東弁では、弁護士業務改革委員会を中心に、2000（平成12）年以来、弁護士の活動領域の拡大を検討し、弁護士を社会のあらゆる分野に輩出することを検討してきている。2000（平成12）年以来、東弁は以下の制度を実現してきた。

#### ① 弁護士紹介センター

2005（平成17）年度から東弁では弁護士紹介制度を検討し、2006（平成18）年度に、みずほ総研の協力の下に弁護士ニーズWG（ワーキンググループ）を立ち上げて調査にあたり、これを前提として2006（平成18）年11月9日には全理事者が関与して弁護士紹介センターWGを設置し、2007（平成19）年4月から弁護士紹介センターが設立された。同センターが派遣する人材の供給は、主として東弁の法律研究部、委員会が中心となっているが、法曹親和会としても、会内で同センターへ人材供給をするための教育システムを構築すべきである。また、同センターが十分活用されるためには、いわゆる「専門弁護士」の輩出が必要不可欠であ

ることから、「専門弁護士」の育成にも力を注ぐべきである。

他方、上記紹介センターは発足から4年経過しているが、利用者が非常に少ない状況となっている。これは、明らかに広告・宣伝不足が原因であり、その対策が必要とされている。

## ② 自治体等法務研究部の発足

2007（平成19）年4月から東弁は、自治体等法務研究部を発足させた。

この研究部は業務改革委員会の研究チームを前身とする。業務改革委員会では、2003（平成15）年より継続的に地方自治体への弁護士の輩出を検討し、東弁の夏期合同研究では4年連続で研究発表を行うとともに、江戸川区役所の所員に対して私債権の回収に関する実務研修を行い、地方自治体のための債権回収マニュアルの作成、メールによる法律相談を行っていた。これらは多くの未回収債権（私債権）を抱える自治体に対して債権回収に弁護士が協力すること、すなわち、行政の法務分野に弁護士が参与することについて先鞭をつけたものである。

江戸川区を皮切りに、現在は練馬区、足立区なども、協力を要請して来ている。東京には62の地方自治体があるが、今後は更に弁護士会に協力を要請する自治体が増えると予想される。

そこで、業務改革委員会では、自治体等の法務を幅広く会員に研究させ、これまで弁護士が関与してこなかった地方自治体に人材を派遣すべく発足させたのが自治体等法務研究部である。

同研究部では債権回収のみならず、行政専門の相談員を養成し、登録相談員を自治体のニーズに合わせて①立法（条例・規則の制定改廃、政策法務への参加・助言）②行政行為（許認可・福祉・保健衛生・収用に関するコンプライアンス）への助言③私法行為（契約書・契約トラブル等）への助言を行えるような人材を自治体に進出させている。これにより、国民に最も身近な地方行政と国民の間の法的問題解決に弁護士が関与することによって、法の支配を貫徹することが可能となる。

今後は、地方自治体本体のみならず、国家機関、保健所・労働基準監督署等にも働きかけを行い、そこにも弁護士を輩出してそれらの機関においても法の支配を貫徹する必要がある。

## (3) 現在策定中の制度

### ① 事業承継問題の検討

中小企業庁は、中小企業が後継者問題に頭を抱えている実態に即し、2005（平成17）年9月に事業承継協議会を発足させ、2008（平成20）年5月、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律が施行され、その施行令及び施行規則も同年10月1日に成立した。東弁では、2007（平成19）年4月以降、業務改革委員会を中心として積極的に検討を進め、現在では、東京商工会議所への弁護士紹介制度を確立し、事業承継をメインに中小企業への弁護士派遣の道を開拓している。また、法曹親和会では、この分野に関して全期会を中心にはじめて弁護士のみによる事業承継のマニュアルを刊行した。

## ② ひまわり中小企業センター等への弁護士の配置

前記の通り、東弁では、東京商工会議所を通じて弁護士の派遣の道を切り開いたが、現在中小企業庁が最も力を入れているのが、下請け業者の保護である。同庁は、全国の中小企業からの取引に関する様々な相談等への親身な対応や裁判外紛争解決手続を活用したトラブル解決への迅速な対応などを目的とした「下請かけこみ寺」事業を、2008（平成20）年4月1日から実施している。同庁は、長官を筆頭に下請け業者の保護に積極的に取り組む姿勢を見せており、この問題については、親和全期会が中心に取り組みを見せ、今後は、日弁連、東弁にも働きかけ、人材を派遣するよう努力すべきである。

また、2010（平成22）年4月1日よりひまわり中小企業センターが発足し、中小企業に対する無料相談を実施している。

上記センターとともに、東弁では、上記ひまわり中小企業センターの窓口として民事当番弁護士制度の創設を検討しており、民事家事当番弁護士サービスを試行的に期間限定で実施したところである。

## ③ 弁護士法人を介さない複数事務所の設置

現在、弁護士法上は、複数事務所が禁じられているところ、弁護士法人についてのみ、支店を設定できることとなっている。しかし、弁護士過疎地について十分な支店の設置がなされていないこと、外国法事務取扱弁護士から、外国法事務取扱弁護士のための弁護士法人制度の制定とともに、弁護士法人を介さない複数事務所の設置が要請されていることから、主として日弁連で検討が始まっている。この問題は慎重な検討が必要であるが、個々の弁護士の出身地に限って支店を設置するなどにより、弁護士過疎地問題が少なからず解消されることが期待される。

## (4) 弁護士の人材輩出のための基盤整備 一 弁護士研修制度の充実・拡充

上記のとおり、弁護士の大量増員時代を迎え、更に社会の各分野に人材の輩出を求められている現在、弁護士会としては、受入側にとって適任の人材を送ることが肝要である。単に「弁護士は法律の専門家」という観点だけから弁護士を供給するならば、受入側を失望させるだけで許されるものではない。社会のすみずみまで弁護士を輩出するというためには、その分野に適した弁護士を養成しなければならないことは当然であり、そのためには、受入側の法的問題点を知悉した弁護士を養成することが必要となる。上記審議会及び実現本部が、弁護士の専門性の確立を求めているのはその趣旨である。

しかし、社会に専門弁護士を輩出するためには、専門分野の教育システムを確立しなければならないところ、近年専門研修制度は充実しはじめたが、未だ専門弁護士を対外的に供給する程度の研修までには至っていない。そこで、専門弁護士の輩出のための基盤整備、具体的には人的及び物的施設が完備した弁護士研修センターを早期に実現して専門弁護士を要請することが是非とも必要である。上記のような専門弁護士を派遣するに当たっては、専門性を有した弁護士である

ことを対外的に表示するシステム（認定制度、登録制度）を確立することが必要である。この専門認定・登録制度について、東京弁護士会では1996（平成8）年より検討を続けてきたが、東京弁護士会の弁護士専門認定制度等協議会は2005（平成17）年2月7日に、日弁連業務改革委員会は2005（平成17）年9月12日にそれぞれ、専門認定制度、専門登録制度はいずれも時期尚早であるとの答申をおこなったが、このうち、日弁連では、代替案として3年間を目途とするアクションプログラム（段階的実現目標）を提言した。すなわち、1年目には少なくともホームページを開設して会員全員の名簿情報を掲載し、できる限り主たる取扱業務や特に関心のある分野等も情報提供項目に加え、取扱分野により検索できるようにして弁護士情報の提供を行う。2年目には、会員の少なくとも5割（1,000名超の大単位会は3割）が主たる取扱業務や特に関心のある分野等を登録するように働きかける。3年目には会員の8割（大単位会は5割）が主たる取扱業務や特に関心のある分野等を登録する。というものであったが、東弁を含む多くの単位会がまだ2年目のプログラムすら実現できていない。

そこで、2008（平成20）年度から、日弁連の業務改革委員会が中心となって弁護士の専門性及び会員情報の提供の拡大について再度検討を始め、2009（平成21）年11月の業務改革シンポジウムで3段階のアクションプログラムを提唱し、現在これに従って、専門分野登録弁護士制度の構築を進めている。

以上の点から、現在の弁護士研修制度を飛躍的に拡充することが望まれる。法曹親和会としては、この問題に対して会員の全力を結集して専門研修を充実させるべく行動すべきである。

## 7. 中小企業支援

### (1) これまでの日弁連の中小企業支援の取り組みと成果

#### ① 中小企業支援の必要性

日本の中小企業は400万を超え、多様な分野において特色ある優れた事業活動を展開し、雇用を創出し、我が国の経済の根幹を支えている。

しかしながら、これまで弁護士が中小企業の多様な法的ニーズに適切かつ柔軟に応じてきたとは言いがたい。他方で、金融不況に加え、本年3月11日の未曾有の災害である東日本大震災に直面し、中小企業は苦境に立たされている。だからこそ、経営に役立つ法的サービスをこれまで以上に求めており、弁護士が果たすべき役割は大きい。

#### ② これまでの日弁連の取り組みと成果

(ア) これまで日弁連は、中小企業支援に関して、弁護士業務改革委員会中小企業支援小委員会、弁護士業務総合推進センター中小企業関連業務推進PT、法的サービス企画推進センター中小企業支援PT等で取り組んできた。

(イ) これらの活動の成果は、主に次の報告書や提言でまとめられている。

(a) 日弁連と中小企業庁との間の、2007（平成19）年2月6日付共同コミュニケ「中小企業の法的課題解決支援のための中小企業庁と日本弁護士連合会の連携について」

- (b) 弁護士業務総合推進センターによる、2008（平成 20）年 3 月付「中小企業の弁護士ニーズ調査報告書」
- (c) 弁護士業務総合推進センターによる、2008（平成 20）年 6 月付「中小企業関連業務推進 P T 活動報告書」
- (d) 法的サービス企画推進センターによる、2008（平成 20）年 9 月付「中小企業関連業務の推進に関する提言」
- (e) 日弁連と中小企業庁との間の、2010（平成 22）年 3 月 18 日付共同コミュニケ「中小企業の法的課題解決支援のための中小企業庁と日本弁護士連合会の連携強化について」

(ウ) 具体的な取り組みは次のとおりである。

- (a) 中小企業の弁護士ニーズの全国調査とその分析
- (b) 中小企業庁との連携

次に、中小企業庁は、下請取引に関する各種相談を受け付ける「下請けかけこみ寺」事業を実施し、弁護士を紹介し無料相談を受けられるというサービスを 2008（平成 20）年 11 月より開始し、日弁連は紹介弁護士を派遣している。

この「下請けかけこみ寺」の弁護士無料相談は、2008 年度（平成 20 年 11 月 17 日より開始）は 394 件、2009（平成 21）年度は 879 件にも上っており、中小企業の弁護士へのニーズ、関心の高さが伺われる。

そして、日弁連中小企業法律支援センターは中小企業庁との間で協議を進め、各種の連携を検討している。

- (c) 関連士業団体（日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、中小企業診断協会など）との間で、協力関係の構築
- (d) 各弁護士会レベルで、各地域の商工会議所・商工会等の経済団体との連携、協力関係の構築

具体的には、勉強会・セミナー・講演会・シンポジウム等の開催、法律相談会の実施、経営指導員の研修等である。

特に、愛知県弁護士会は、地域弁護士制度（中小企業が商工会の経営指導員を介して、法律相談担当の弁護士に F A X で即時相談でき、弁護士は相談者の希望に応じて 3 日以内に出張して直接相談に応じる。）を実施している。

- (e) シンポジウムや研修会の開催
- (f) 全国一斉無料法律相談会の実施

東京三会は、2009（平成 21）年度と 2010（平成 22）年度に小岩駅の駅ナカで相談会を実施し、当日はハッピー、ノボリ等の販促物を使用した。結果、2009（平成 21）年度は 20 数名、2010（平成 22）年度は 40 数名と、事前の予想を上回る人数の相談を受け、弁護士の側から積極的に中小企業へ歩み寄る姿勢の重要性が再認識された。

(g) 中小企業向け及び弁護士向けのDVD作成

### ③ これからの課題

これらの取り組みや、全国規模での中小企業の弁護士ニーズの調査とその分析等を通じて見えてきた、中小企業支援に取り組む弁護士（あるいは日弁連、各弁護士会）の課題は次のとおりである。

(ア) 上記全国調査によると、顧問弁護士・相談できる弁護士については、「いない」という回答が61.5%に達し、まだまだ弁護士は中小企業に利用されていない存在であることが分かる。

また、法的課題と認識しながら弁護士以外の社外の専門家に相談し、弁護士に相談しなかった理由として、「弁護士の問題とは思わなかったから」(46.5%)、「料金がかかる・料金が分かりにくいから」(34.3%)、「相談しにくいから」(20.0%)が多かった。

さらに、法的課題がないとする回答企業は17.5%しかなく、換言すると、8割以上の企業が何らかの法的課題があると認識している。

(イ) 上記(ア)により、次の点が導かれる。

(a) 回答企業の6割以上が相談できる弁護士がいないとする一方で、8割以上が法的課題があることを認識しており、単純計算で少なくとも約4割の企業が、法的課題があると認識しながら相談できる弁護士がいないことになる。

そうすると、全国の中小企業が400万以上あるから、少なくとも160万以上の中小企業が法的課題があると認識しながら相談できる弁護士がいないことになる。弁護士にとって、極めて大きな法的ニーズが潜在しているといえる。

(b) しかしながら、弁護士がどのような問題に役立つのかが中小企業に認識されていない。弁護士が経営に役立つ存在であることを中小企業に知ってもらう必要があると共に、弁護士の側も裁判だけでなく、中小企業の様々な経営上の問題の解決やそのサポートに役立つように研鑽を積む必要がある。

なお、上記全国調査において、法的課題以外の弁護士の利用希望として「種々の問題の相談窓口」(46.5%)が突出して多く、経営上の問題の総合的な解決のサポートが求められている。

(c) 弁護士を利用するネックとして費用の高さもさることながら、分かりにくさも挙げられており、弁護士報酬の透明性、説明の分かりやすさが求められる。

(d) やはり、多くの中小企業から、弁護士は「敷居が高い」というイメージを持たれていることは否めず、これらのイメージを払拭する必要がある。

(ウ) 個々の弁護士の努力や研鑽の重要性もさることながら、中小企業にとって弁護士は身近で役立つ存在であり、経営のために積極的に活用されるべき存在であることを、広告、PR、広報により、広く中小企業に認知され、イメージを変えていく必要が痛感されるし、日弁連や単位会が組織を挙げて費用を投じてこのような取り組みを行うことが必要である。

## (2) 日弁連中小企業法律支援センター（通称：ひまわり中小企業センター）の設置

- ① 日弁連は、前述した中小企業支援の必要性を踏まえ、時機に応じた全国的組織的対応を可能にするため、中小企業支援に特化した新組織として、2009（平成 21）年 11 月 1 日、標記センターを設置した。
- ② 同センターの最大の特徴は、後述する全国共通の専用ダイヤル（「ひまわりほっとダイヤル」）を 2010（平成 22）年 4 月 1 日より開始したことである。
- ③ 広報活動として、専用ホームページの開設、各種媒体への広告や P R 等、弁護士のイメージを変えるための全国的な広報戦略を予定している。
- ④ 弁護士への研修に関しても、e ラーニングを活用し、法律面は勿論のこと、会計税務面、業界知識、ビジネスパーソン教育、コミュニケーション技術等、中小企業の総合診断者・アドバイザーとしての責務を果たせるような、幅広い知識を身に付けるためのプログラムを予定している。

## (3) ひまわりほっとダイヤル

- ① ひまわりほっとダイヤルとは、日弁連中小企業法律支援センターが 2010 年 4 月 1 日より開始したサービスであり、経営上の問題解決やリスク管理等のために弁護士の相談を受けたい中小企業が専用ダイヤルに電話をすれば、地域の弁護士を紹介するというものである。<http://www.nichibenren.or.jp/ja/sme/index.html>

具体的には、相談を受けたい中小企業者が全国共通電話番号「0570-001-240」（おーい、ちゅーしょー）に電話をすると、地域の弁護士会に転送されて担当職員が電話を受けて連絡先を聴き、その後担当弁護士が折り返しの電話をして、相談者は面談予約をする。

2012（平成 24）年 3 月末まで、一部の県を除く 41 都道府県において初回面談 30 分無料である。

チラシは別添のとおりである。ひまわりをイメージキャラクターにするなど、利用者に親しみやすく、敷居の高いというマイナスイメージを払拭するための工夫が凝らされている。ホームページも見やすくなっているので、ぜひ参照いただきたい。

- ② 利用実績（全国）については、2010（平成 22）年 4 月から 2011（平成 23）年 6 月までに 12,596 件の相談・問い合わせがあり、そのうち 6,553 件について弁護士による相談が実施された。各月の利用件数を見ると、概ね増加傾向にある。

相談内容としては、「契約・取引」「債権回収・保全」「会社再建・倒産」「債務」が多い。

- ③ 日弁連が全国統一の専用ダイヤルのサービスを行うのは初めてのことであり、中小企業ひいては市民の法的ニーズに積極的に応える画期的なサービスである。

一定の成果を上げているものの、全国の中小企業数が 400 万を超えていることからすれば、まだまだ浸透が足りないと言わざるを得ない。一層の広報や P R、後述する諸団体との密な連携により、中小企業に周知せしめて利用を活性化させ、司法改革の理念を実現していくことが

期待されている。

#### **(4) 中小企業支援団体との連携の取り組み**

① 日弁連中小企業法律支援センターは、商工会議所、商工会連合会、日本政策金融公庫、中小企業基盤整備機構等の中小企業関連団体、税理士会、公認会計士協会、司法書士会等の士業団体（以下、総称して「中小企業支援団体」という）との連携に取り組んでいる。

② 同センターは、2010（平成 22）年 9 月から 2011（平成 23）年 9 月まで、熊本県、青森県、新潟県、和歌山県、島根県、鳥取県、北海道函館市において、中小企業関連団体との意見交換会を実施し、商工会議所や商工会の経営指導員等から、弁護士へのアクセスの不十分さに関する忌憚のない意見が出された。

意見交換会の実施により、各地では連携に関する取り組みが強化されたとのことである。

③ 日弁連は、日本政策金融公庫との間で 2011（平成 23）年 4 月 27 日付で中小企業の支援に関する覚書を、中小企業基盤整備機構との間で 2011（平成 23）年 6 月 15 日付で東日本大震災によって被害を受けた中小企業の支援に関する協定書を、それぞれ締結した。

日本政策金融公庫に関しては、各地域の単位会レベルで連携が進んでいる。

④ 日弁連中小企業法律支援センターは、2011（平成 23）年 8 月、ナショナルセンターレベルでの中小企業支援団体の担当者メーリングリストを開設し、情報交換、情報共有に役立つ体制を整えた。

⑤ 2011（平成 23）年 11 月 11 日の日弁連業務改革シンポジウムにおいては、第 8 分科会が「中小企業の身近で頼れるサポーターとなるために～支援ネットワークの提言と実践～」とのテーマで、中小企業支援団体との連携に関する発表を行った。発表内容は、中小企業が問題の性質に応じて適切なサービスをタイムリーに受けられるために、中小企業支援団体間でネットワークを構築する構想が提案され、既に提携が進んでいる実例（愛知県での士業間ネットワーク、福岡県での日本政策金融公庫と弁護士会とのセミナー＆異業種交流会）の報告や、各支援団体（日本政策金融公庫、中小企業基盤整備機構等）からの支援メニューの紹介があった。

#### **(5) 東京弁護士会の取り組みと課題**

東京弁護士会は、東京税理士会との間で提携に関する覚書を締結し、税理士と弁護士との交流会、共同での相談会等を企画する予定である。

また、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会とも共同して、三会で日本政策金融公庫との連携に関する覚書を締結し、既に広報面での協力を進め、企業向けに共同のセミナーの開催を企画している。

今後、三会との関係もあるが、東京弁護士会としては意欲的な関連諸団体との連携を積極的に進めて、中小企業の法的ニーズに応えていく必要がある。

#### **(6) 親和会（親和全期会）の取り組み**

親和全期業務推進委員会は、2008（平成 20）年 12 月、会員 23 名の執筆により「事業承継



の仕組みと実務」(自由国民社)を、2010(平成22)年7月、会員32名の執筆により「下請契約トラブル解決法」(自由国民社)を出版し、若手の業務対策も兼ねて、中小企業支援に取り組んでいる。現在も、第三弾として、会社支配権に関する書籍の出版を準備中である。

**(7) 以上のように、中小企業分野は、誤解を恐れずに言えば、税理士の独壇場であり、弁護士は十分にサービスを提供することができなかった。**

しかしながら、全国の中小企業のうち160万以上もの事業者が法的課題を認識しながら相談できる弁護士がないことが推定され(弁護士が3万人とすると、弁護士一人あたり50以上の事業者ということになる)、広大な法的ニーズが潜在している。

日弁連は、全国共通の専用ダイヤルという画期的なサービスや、関連団体との積極的な連携により、これらのニーズを開拓しようとしており、他の分野にとっても大いに参考になると思われる。

日本弁護士連合会は、東日本大震災で被害に遭われたすべてのの方々にお見舞いを申し上げますとともに、被災地の一刻も早い復旧・復興のために尽力致します。

# 中小企業の悩み

## 弁護士が

売掛金の回収

再建・再生

雇用問題

過重債務

事業承継

契約・取引相談

# 力になります。

## お気軽にお電話ください。

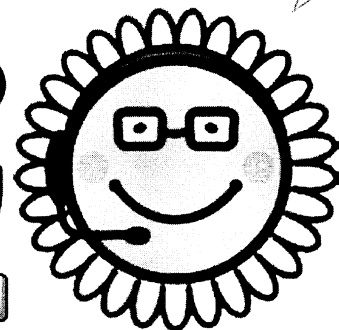
お近くの弁護士会の  
窓口につながります。

ひまわり

# ほっとダイヤル

ひまわりほっとダイヤル

検索



全国共通  
専用ダイヤル

# 0570-001-240

受付時間●月曜日～金曜日(祝日を除く)午前10時～午後4時(正午から午後1時までを除く)

※通話料がかかります。※PHSおよび一部のIP電話からはつながりません。

## 2012年3月末まで初回面談30分無料!

※栃木県・山梨県・奈良県・島根県・佐賀県・香川県を除きます。詳しくは裏面をご覧ください。

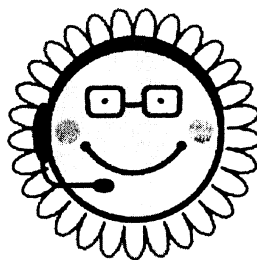
## 東日本大震災関連のご相談は全国どこでも初回面談30分無料!

JFBA 日本弁護士連合会

ひまわり中小企業センター  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 TEL03-3580-9981  
URL●<http://www.nichibenren.or.jp/ja/sme/>

ひまわり

# 中小企業のための ほっとダイヤル



ひまわりほっとダイヤル

検索

中小企業、個人事業の経営上の問題・悩みを  
弁護士は法律の専門家として、解決のお手伝いをします。  
お気軽にご相談ください。

## 困ったなと思ったら



まずはお電話ください。

お お い ち めー し ょー

1

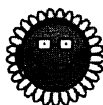
全国共通  
専用ダイヤル

**0570-001-240**

受付時間●月曜日～金曜日(祝日を除く) 午前10時～午後4時(正午から午後1時までを除く)  
※通話料がかかります ※PHSおよび一部のIP電話からはつながりません

2

お名前・連絡先などの  
基本情報をお伝えください。



限 市 の  
株式会社



3

弁護士から連絡がいきます。  
面談の予約をしてください。

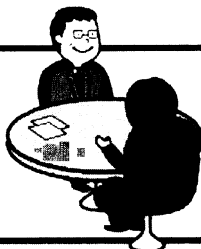


月 日 の 時  
です



4

弁護士の事務所などで  
ご相談ください。



## 相談料

2012年3月末まで  
初回面談30分無料

※栃木県・山梨県・奈良県・島根県・  
佐賀県・香川県では、上記の相談  
料は5,250円となります。

※30分経過以降および2回目以降の  
相談料は、相談担当弁護士におた  
ずねください。

※弁護士の指定はできません。

## 東日本大震災関連 無料相談実施中!

全国どこでも初回面談30分無料!

## 相談事例

### 事例1 売掛金の回収

取引先に信用不安の噂がありま  
す。当社の売掛金を払ってもら  
うためにはどのようにすればよい  
でしょうか?

### 事例2 契約交渉

取引先から契約書が送られてき  
ました。こちらに有利な内容に  
変えさせるためにはどのように  
交渉すればよいですか?

### 事例3 下請取引

20年来の取引先から突然「取  
引をやめる」と言われました。ど  
うにかしたいのですが…

### 事例4 クレーム対応

当社の製品を購入した人が毎日  
のように苦情電話を掛けてきま  
す。どこまで対応しなければなら  
ないでしょうか?

### 事例5 賃貸借

当社周辺のオフィス賃料が下  
がっているようです。当社の賃料  
も下げてもらえることはできま  
せんか?

### 事例6 雇用問題

円満に退職したはずの従業員か  
ら突然、残業代の支払を求める  
手紙が届きました。支払わなけ  
ればなりませんか?

JFBA 日本弁護士連合会

ひまわり中小企業センター

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3

TEL03-3580-9981

URL●<http://www.nichibenren.or.jp/ja/sme/>

## 8. 事務職員の能力向上と能力認定制度

### (1) 法律事務職員の能力の向上

弁護士業務の改善、進歩のためには、弁護士業務の迅速・的確な遂行を日常的に支えている法律事務職員の能力向上とスキルアップ、待遇その他の環境整備が必要不可欠である。そのため東京弁護士会では毎年5月から翌年3月までの通年で、法律事務職員向けの「基礎講座」を10回（新人研修特別講座を含めると11回）、「中級講座」を10回開催している。いずれも1回当たり基礎講座が120人から130人、中級講座が90人から110人前後が受講しており好評を得ている。中級講座は実務経験3年程度で基礎講座の受講終了者を対象に行っている。受講料は事前申込の場合各回1,000円（当日申込の場合は1,500円）であり、事務職員の経済的負担をできるだけ軽くするよう努力している。ただし、研修講座の時間帯が午後1時30分から4時であるため、雇用者である弁護士の積極的支援と理解がないと研修を受講できない。このため、弁護士としては事務職員研修についてその意義を認識すると共に法律事務所が受講料を負担するなど、事務職員の質の向上に関心を持ち積極的に取り組むことが重要である。そして、以下に述べる法律事務職員能力認定制度についても、弁護士及び事務職員に広く周知され利用されるように努めるべきである。

### (2) 法律事務職員能力認定制度について

#### ① 法律事務職員能力認定制度の概要

日弁連は、2007（平成19）年8月24日、事務職員のレベル向上と弁護士の補助的役割をもたせるために事務職員能力認定制度規則及び同細則を制定した。この事務職員能力認定制度の骨子は、以下の通りである。

- (ア) 日弁連が、弁護士会員又は弁護士法人会員の法律事務所に通算して二年以上勤務する事務職員を対象に研修と試験を行う。
- (イ) 日弁連は、事務職員が弁護士業務を補助するために必要な実体法、手続法、弁護士倫理に関して必要な事務職員研修を、継続的に実施する。
- (ウ) 日弁連は、毎年一回、事務職員を対象として、弁護士業務を補助するために必要な実体法、手続法、弁護士倫理に関する習得について能力認定試験を実施する。
- (エ) 日弁連は、能力認定試験の合格者に対して合格証書を発行し、合格者名簿を作成する。

#### ② 制度創設の目的

弁護士業務の改革は、社会の多様化、迅速化、高度化に伴い、社会からも強く求められている。そのため弁護士の執務体制の強化、専門性の強化、活動領域の拡大、弁護士へのアクセス拡充等の改革が求められている。

こうした改革を推し進めるためには、弁護士の職務を補助する事務職員の育成が重要課題であり、そのためには一定のカリキュラムに則った効果的な研修が全国すべての事務職員に対して実施される機会を提供し、同時に一定の能力レベルに達し、日弁連等が実施する能力認定試

験に合格した者には、日弁連が合格証書を発行し、合格者名簿にその氏名を登載することにしたのである。

この事務職員能力認定試験制度は、全国の事務職員に対して、目標となる能力レベルを示して研修意欲を喚起し、試験合格者には合格証書を発行して氏名を合格者名簿に登載することで、もって、事務職員に対する社会的信用を高め、事務職員に専門的職務従事者としての矜持を与えるものである。この制度創設によって有能な事務職員を組織的に養成することが法律事務所の事務処理能力の向上につながり、ひいては、市民に対する法的サービスの充実に寄与すること大である。

### ③ 弁護士会研修と能力認定試験の実施

日弁連は、上記規則及び細則に基づいて 2009 (平成 21) 年から 2011 (平成 23) 年まで 3 回、事務職員能力認定試験を実施してきた。この 3 年間の受験者、合格者数のデータは以下のとおりである。

	受験者数	合格者数	合格点	平均点	合格率
第 1 回 (2009 (平成 21) 年)	2132 名	1556 名	38 点	42.2 点	72.0%
第 2 回 (2010 (平成 22) 年)	1143 名	851 名	40 点	40.9 点	57.0%
第 3 回 (2011 (平成 23) 年)	844 名	469 名	40 点	40.5 点	55.6%

毎年 10 月から翌年 5 月までの間に、東京では弁護士会館クレオで、毎月 1 回合計 8 回中央研修会を実施して、毎年 7 月末に事務職員能力認定試験が全国の各弁護士会で実施されている。東京、大阪などの大都市に偏ることなく全国各地でまんべんなく受験されている。しかし、過去 3 年間で受験者数が減少傾向にあることから、制度自体が先細りになることが懸念されている。

能力認定試験のための研修科目は、日弁連が実施した中央研修会の場合、民事訴訟、その他の民事手続、民事保全、担保取消、民事執行、家事・人事事件、成年後見、債務整理・破産・民事再生、相続、不動産登記・商業登記・供託、事務職員倫理、刑事・少年事件である。なお、この能力認定制度研修の受講資格は法律事務所勤務歴 2 年以上であるが、研修のレベルは実務経験 5 年程度以上とされている。また、研修方法としては弁護士会館クレオでの上記中央研修会のほか、各弁護士会独自の事務職員研修や DVD 研修会、DVD 個人研修が実施されているが、今後はテレビ会議システムを利用した研修会やパソコンによる e-ラーニングの導入が検討されている。

### ④ 今後の課題

事務職員能力認定制度創設の主な理由として、弁護士の業務態勢の強化と専門性の強化等のため、裁判官が裁判所書記官、検察官が検察事務官に支えられているのと同様に弁護士業務の補助者たる事務職員を育成することが急務であること、そのために事務職員研修を充実強化し、かつ、受講意欲を喚起するためには公的な能力認定試験制度が最も効果的であること、そして、

法律事務職員の質を維持し事務処理能力の向上を図ると共に、法律事務所に有為の人材を確保して弁護士の市民に提供する法的サービスを充実させていくことが期待される。

上記のとおり過去3回の能力認定試験が実施されたが、日弁連としては、今後とも研修の受講料、研修内容、認定試験の受験料、試験内容などが適切なものとなるようにする必要がある。また、現在、日弁連では日弁連ホームページ内に法律事務職員向けページを作成して法律事務職員向けの研修会と能力認定試験等の情報提供を行うことが検討されているが、今後とも事務職員能力認定制度がより良い制度として定着し初期の目的を達成できるように東京弁護士会としてもそれに対して全面的に協力しバックアップしていくことが必要である。

## 9. 弁護士業務のIT化

### (1) 弁護士業務のIT化についての基本的考え方

「弁護士業務のIT化」という課題を考えると、「世の中が猫も杓子もIT化しているから弁護士業務もIT化しなければならない。」というアプローチは間違っており、「弁護士業務の経営目標を達成する。」という視座からアプローチする必要がある。経営とは、時々刻々変化する外的環境の中で、経営目標の達成に向けて、人的物的資源を有機的に結合して、最適な組織力を発揮することである。弁護士業務の経営目標は、「弁護士が提供するサービスの品質の向上」と「弁護士業務の効率化」を図ることによって、顧客である依頼者の満足を得るとともに、弁護士自身がより良い弁護士生活を実現することであり、弁護士業務のIT化は、このような弁護士業務の経営目標達成のための手段・道具として考えられるべきである。

IT技術は日進月歩で新しくなっており、この経営目標を達成するのに便利で有効な手段・道具が次々と提供されてきているので、IT技術を活用することは弁護士業務にとって有益性が高いと言える。しかし、弁護士業務のIT化に当たっては、IT技術の高度専門技術性との関係において、導入・運用に当たって専門的知識や専門的要員が必要なものがあること、ある程度高額のコストを必要とするものもあること、さらにセキュリティ等の考え方や対応が必ず必要であることに留意する必要がある。

### (2) 弁護士業務のIT化における「セキュリティ」の重要性について

弁護士業務のIT化にはセキュリティの確保が不可欠である。

この問題は、IT技術（コンピュータやインターネット技術）を含め、デメリットを伴わない技術はないが、その技術が持つ有用性を社会が必要としており、技術のデメリットによるリスクをコントロールできる場合には、その技術の使用を認めるという考え方に基づいている。

IT技術には、情報漏えいなど大きな社会的デメリットがあるにもかかわらず、IT技術を使用することは原則として自由とされている。したがって、IT技術を使用するについては、安全かつ有効に使用するためのリスクコントロールとして、「情報セキュリティ（機密性・完全性・可用性・説明責任性）」が不可欠なのである。J-SOX法では、「情報セキュリティリスク」が内

部統制の対象たるリスクの主要なものとして位置づけられており、「内部統制システム整備義務」として「情報セキュリティ」が法的義務化されている。

この観点からすれば、弁護士業務のIT化を進めるについても、IT化によるリスクの分析とセキュリティの確保に必ず留意しなければならない。さもないと、顧客情報の流出などによって損害賠償義務を負ったり、社会的信用の低下を招くことになりかねないのである。

この意味からは、法律事務所、すなわち弁護士も、現在においては、パソコンを業務として使わないと業務が成り立たない段階に突入しているのであるから、そして特に、他の業態に比べても、格段に機密性の高い顧客データを扱っているのであるから、コンピュータの利用に当たっては、「素人意識」は完全に捨てて、「プロ意識」を持たなければならない。そのような観点からは、顧客データの入ったUSBメモリーを鞆に入れたまま飲みに行ったり、あるいは自宅のパソコンに興味のために、Winny（ウィニー）やShare（シェア）などのファイル共有ソフトを入れて使用するなどはもっての外である。USBメモリーの紛失やファイル共有ソフトにおける悪質なウィルス感染による情報漏洩事件は後を絶たない。実は、司法関係においても、警察・検察や裁判所においては、これらの情報漏洩事件が多く報道されている。現在までのところ、法律事務所からこのような形態による情報漏洩の事件の報道は検索しても抽出されない。これは検察や裁判所の組織において情報処理に携わる人数に比べて、法律事務所におけるその人数が絶対的に少なく、かつコンピュータの利用も小規模であり、そこに弁護士の守秘義務意識が効いているからではないか、と推察される。しかし、弁護士が先に述べたセキュリティを含む「プロ意識」を身につけないと、何時、社会から指弾されるような漏洩事件が起こらないとも限らない。警鐘を鳴らしたい。

セキュリティ面の今年の特徴は、ファイル共有ソフトやUSBからの漏洩が一定程度減少したのに対して、様々な種類のウィルス（特に添付ファイルに仕込まれたものやWebのURLをクリックしただけで感染するようなタイプ）が蔓延していることに注意が必要である。ウィルス検知ソフトを常に最新のものに更新するとともに、不用意なクリックは慎む必要が大きい。

### **(3) 弁護士業務のIT化の具体例～東弁新システム及びインターネットの活用～**

- ① 2011（平成23）年のトピックは、何と言っても、7月19日に、東弁のOAシステム刷新が完了して、計画された全てのシステムが稼働したことである。この新システムが東弁会員の弁護士業務の改善に及ぼす効果については、別途OAシステムの刷新の項（255頁以下）で詳述されるものと思われるのでそちらを参照されて是非とも活用して頂きたい。
- ② 弁護士業務のIT化として、最も身近で手軽に利用できるのが「各種インターネットサービス」である。この点について、LIBRA 2009年9月号の「ネットでできる弁護士業務」という特集は、大変有益であり、現時点においても通用するので、弁護士自身だけでなく、記事をコピーして事務局にも配布して、大いに活用すべきである。

③ 特集記事の内容について、紹介・コメントする。

(ア) 第Ⅰ部では、「判例検索サービス最前線」のテーマで、単なるサービスの現状の紹介にとどまらず、各社毎の検索結果の表示の差異や特徴まで分析している。さらに価格設定や解説・評釈文献との連携やさらには裁判の公開のあり方との関係にまで踏み込んだ記述がなされている。

(イ) 第Ⅱ部では、「便利ツールのご紹介」と題して、〈日本郵便電子内容証明サービス〉〈ハイブリッドメールサービス〉〈インターネット登記情報提供サービス〉〈オンラインによる登記事項証明書の送付請求〉が独立の紹介で、[電子公証制度][督促手続きオンラインシステム][オンラインによる供託手続き][保釈保証金の電子納付]が一つの囲み記事で紹介されている。これらは、弁護士業務の実践面でかなり活用度が高いものと思われる。いざというときに使えるように、利用方法を研究しておく必要がある。

(ウ) 第Ⅲ部は、「資料編」として、「1. 弁護士会・裁判所・法テラスの書式集」「2. 民事事件・刑事事件の調査のためのサイト集」「3. その他の調査、検索のサイト集」において、104のサイトのURLとそのサイトにアクセスすれば入手できる情報の種類・内容が細かに列記されている。

#### (4) 2011（平成23）年の弁護士業務に関するお勧め IT 技術

2011（平成23）年の弁護士業務に関するIT技術として特筆すべきは、2010（平成22）年に記述した①iPadやキンドルのようなパッド型端末の多様化・革新はさほど進展していない。②クラウド技術も社会的には、内容について、従来のデータセンター技術と、SaaSやPaaSの組み合わせであり、雲（クラウド）を掴むような話ではないことが判明して、ムード的なクラウドは落ち着きを見せたが、所有から利用へというクラウドのキャッチフレーズは、リーマンショックから中々立ち上がれない企業のコストダウンへの期待感を背景に堅調な様子である。

とはいえ、顧客の最重要な機密情報を取り扱う弁護士業務の性質上、大規模事務所においても、クラウドサービスの第三国データ所在問題は、大きなセキュリティ上の障壁として残っている。一時期、3.11東日本大震災の教訓として、国外にサーバやデータがある方が安全である、という議論も起こった。しかし、国内が全滅することはあり得ないからデータバックアップを必ず取っておき、せめて、事務所と同じ程度のパソコンと通信環境を事務所とは別の場所、例えば自宅に構築することで、大多数の弁護士にとっては、災害に対する弁護士業務のBCP（ビジネスコンティニューエングプラン、業務継続計画）としては、十分であるといえる。

2011（平成23）年の技術的特徴は、何と言っても、スマホ（スマートホン）の爆発的普及であるが、スマホを使ったソーシャルメディアサービスの利用による情報漏洩事故が頻発していることは象徴的な事態と言ってよい。社会におけるIT技術の進化は日々目覚ましいものがあり、弁護士は進んでこれを業務に活用していく必要があるが、守秘義務違反の問題をはじめ、注意を払うべき問題も多々存する。個々の弁護士は問題意識をもってIT技術を利用していくべきであるが、弁護士会においても、IT技術導入とこれに伴う問題の存在を会員に啓発すべく、研修の機会を増やすなどの対応が必要である。



# 10. 市民との交流

## (1) 必要性

司法には、国民主権・基本的人権尊重という憲法の理念を支え、維持発展させていく役割が求められており、弁護士会は、司法に課せられたこの役割の重要な部分を担っていくことが期待されている。

弁護士会がかかる責務に応え、世論を形成していくためには、弁護士会の活動と政策について市民の理解を得ることが前提となるが、そのためには、市民に対してサービスを含めた各種の情報をあらゆる機会を通じて送り続けるとともに、市民の意見を吸収し、市民的基盤を強化していくことが必要である。

## (2) 市民会議

### ① 設置の経緯

司法制度改革審議会の意見書は、弁護士会の公益性に鑑み、弁護士会運営の透明性を確保するために、弁護士会に対し、「会務運営について弁護士以外の者の関与が可能となるような制度の拡充」を行うべきであると述べており、これを受けて、会務運営に市民の意見を反映することを目的として、2004（平成16）年度、東京弁護士会市民会議が設置された。

### ② 具体的な活動内容

市民会議は、任期を2年とする10名以内の弁護士でない委員をもって組織し、会長が招集することとされている。現在は、大学教授、新聞社編集委員、市長、消費生活専門相談員等7名の委員が選任されており、2011（平成23）年11月4日までで合計25回開催され、近時は、裁判員裁判の問題点、検察官の起訴独占について、民事裁判は市民にとって身近で利用しやすいものになっているか、法律相談事業のあり方、法曹人口問題について、外国人の司法アクセス問題について、被災高校生特別義援金のとりくみについて等、議論が行われている。その内容は逐次LIBRAに掲載されているが、次に最近の議題を記載しておく。

なお、これ以外にも、様々な市民団体等との定期的な情報交換の機会を持つことを模索すべきである。

#### 第22回（2010/10/28）

- ① 弁護士に対する苦情について
- ② 弁護士による公益活動について
- ③ 取調べの可視化について

#### 第23回（2011/2/8）

- ① 裁判員裁判の問題点（特に死刑求刑相当事件を裁判員裁判の対象とする場合の問題）
- ② 検察官の起訴独占について
- ③ 民事裁判は市民にとって身近で利用しやすいものになっているか

第 24 回 (2011/7/26) 午後 3 時～ 5 時

- ①民事裁判は市民にとって身近で利用しやすいものになっているか
- ②法律相談事業のあり方

第 25 回 (2011/11/4)

- ①法曹人口問題について (12.1 シンポの頭出しとして)
- ②外国人の司法アクセス問題について (問題点と当会の取組み)
- ③被災高校生特別義援金のとりくみについて (報告)

### **(3) 市民交流部会 (旧モニター制度)**

#### **① 従前の活動**

旧モニター制度は、弁護士会の活動に一般市民の意見を反映させること等を目的とした東弁独自の制度であり、1991 (平成 3) 年以来、公募による 30 名のモニターに対して、毎年、年 10 回程度、刑事裁判傍聴、弁護士との懇談会、理事者との懇談会、法律扶助協会・法律事務所見学、裁判官との懇談会、検察庁訪問、刑事模擬裁判、刑務所見学等を行い、その意見や感想を求めてきており、これにより、一般市民ならではの視点から貴重な意見・感想が寄せられてきた。

#### **② 問題点と改革の方向性**

しかし、現在では、前述のように市民会議が発足し、少数有力者の議論を通じて具体的な提言を受けることが可能となっており、これとの関係等が問題とされるに至っている。

#### **③ 意義と改革の方向性**

そもそも、モニター制度は、市民に弁護士会の活動を理解してもらい、市民感覚を絶えず確認することは、弁護士会のみならず個々の弁護士にとっても必要なことであるとの考えに基づき、十数年以上の努力が積み重ねられてきたものであって、前記司法制度改革審議会の要請に応え、当会の姿勢について市民の納得と信頼を得ることができる貴重な制度である。

そこで、今後は、この制度を、意見聴取だけに重点をおかず、市民感覚に接する制度として残し、市民と交流し、率直な市民感覚を各会員に伝える制度として発展させていくことが必要であり、このような観点から、平成 18 年度からは市民交流会として活動するに至っている。

### **(4) 今後の課題**

一般見学者に対する対応一つをとってみても、近時の裁判所や検察庁の対応と比べて弁護士会の対応はまだまだ遅れており、市民と弁護士との相互理解、連携を深めるための努力は十分であるとはいえない。今後も、ホームページの活用も含め、市民との交流を深める工夫や努力を続けていくことが強く求められる。